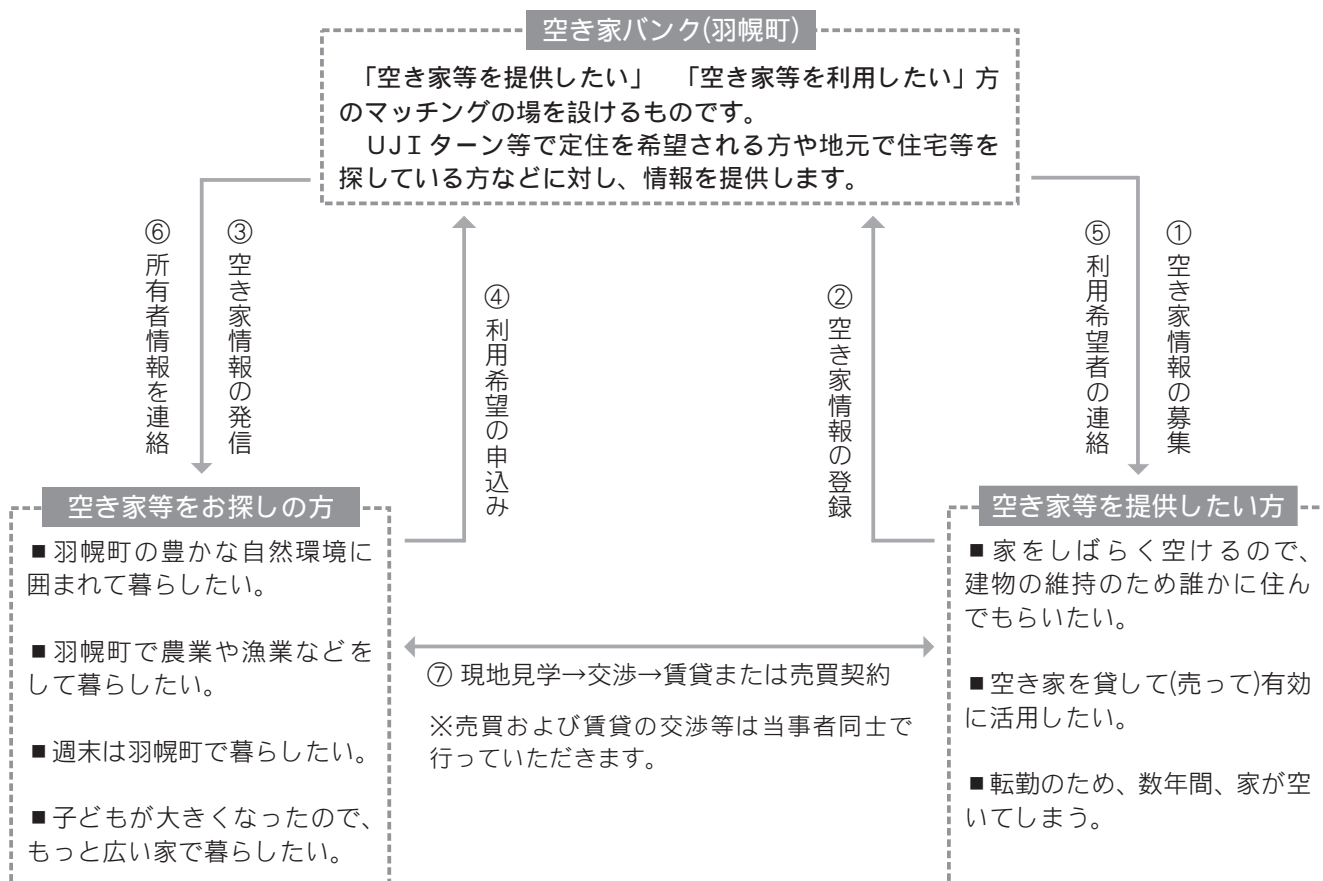


# 空き家バンク制度をはじめます

町では、町内にある空き家等の情報を、住宅を探している方へ提供することにより、空き家等を有効に活用した町内への移住や定住促進を目的に、「空き家バンク制度」をはじめます。

物件を他の方に「譲りたい、貸したい」という方は、物件の登録をお願いします。



## ■ この制度における空き家とは・・・

個人が居住を目的として建築したものの、現在使用していない(近く使用しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその施設又は建物の跡地のことをいいます(賃貸や分譲などを目的とする建物や土地は除きます。)

### □ 登録ができないもの

老朽化が著しいもの又は住宅等に大規模な修繕が必要なもの  
所有者が暴力団員又はそれらと密接な関係にあるもの  
町長が適当でないとしたもの

## ■ 空き家バンクに登録された情報は・・・

羽幌町ホームページで物件の写真や面積など随時公開します。  
また、担当係でもご覧いただけます。

## ■ 空き家バンク登録後の抹消について

次の事項が判明した場合は登録を抹消します。  
空き家に係る所有者その他の権利に移動があったとき  
空き家に係る登録内容に虚偽があったとき  
空き家の賃貸又は売却が決定したとき  
所有者から登録取消しの申し出があったとき

## ■ トラブルの防止

契約交渉のトラブルを防止するため、不動産取引を行う北海道宅地建物取引業協会に協力依頼することができます。希望される場合は、担当係までご相談ください。